

深海底とその鉱物資源の法的位置づけ……(二)

大西公照

目次

- 一 はしがき
- 二 マンガン鉱と深海底
- 三 深海底採掘鉱業と米連邦の対応
- 四 財政投資タイプ
- 五 モブツ事件
- 六 コンソーシアと行政の立ち場
- 七 現代の法の不安定性
- 八 公海自由の原則の再検討
- 九 *Res Nullius* の原則とその法的性格の変容

深海底とその鉱物資源の法的位置づけ……(二)

一 はしがき

近代国家が成立したのは、大体、民族移動の完成後と殆ど軌を一にして英・仏に起ったマニユファクチャーに続く一九六〇年代後半のランカシアを中心とする軽工業革命、更にそれに続く石炭・鉄の重工業革命からと言われている。⁽¹⁾ 一いつ方来るべき二十一世紀とは、**多国籍企業の跳梁する米・日・独三核を中心とする一六個の専門機関条約**によるコントロール時代に入り、**国連は戦後五十年を取り仕切った安保理を舞台とした米・ソ二大軍事（宗教）支配体制から、経社理をベースとする経済、社会、文化、教育、保健、更には環境へとその舞台を移し終えつつあるのである。**然しここで忘れてはならないのがポードレスの超多国籍企業の米・日・独相互乗り入れの時代の到来だと言ってみても、その中心となるものは生産プロセスを活性化させる膨大な天然資源の確保でなければならない。

ところが現代に及び、船舶、自動車、飛行機、鉄鋼、石油化学、エレクトロニクスから漸くその主対象が原子力産業へと飛び火するかと思われていた矢先、ここにセミコンダクター（**端末機器**）なるものが表われ、それが先進工業国の超目玉商品となり、米・日・独更には英・仏をも含めグローバルな鹿逐戦を展開することになった。然もその主原料が非鉄、とりわけマンガン、特にニッケル、コバルトであり、現在その大半の供給国はザイル⁽²⁾である。ところが近未来にその涸渇が伝えられるさなか、これらの資源が無盡蔵に深海底にあることがわかり、大陸棚や公海は漁獲そのものを主対象としてコントロールして来ていたのに、ここへ来てその様相を一変マンガン、ニッケル、コバルト鉱の開発地域へと変容させた。今回は海の国際法の第二篇としてこれらに焦点をあててみた。

(1) 大西公照 現代の国際法

(2) 国勢社 世界国勢づえ(筆者も資料蒐集に顧問として参加)による

二 マンガン鉱と深海底

大洋は、すでに多くの世界人口の重要な栄養源であつて来たし、又近年炭酸ガスを酸素に換える大きな働きをしていることが判明するに及び人類の生存にかけがえのない存在物となつて来た。その存在意義はここに列挙するを要しない程巨大である。海あつての人類と云われる程。

ところが、国際法の分野でも、その見直しが図られ、とりわけその鉱物資源に脚光が浴びせられることになった。

実地探査は一八〇〇年代の後期より進められ大陸棚上に膨大なマンガンの団塊が発見される⁽¹⁾。これ等の団塊は「大洋の深淵海底棚での金属気温の沈殿によつて形成された、地質学上の古代に属する岩石のような物質で、そこでそれ等は例えば岩石、鯨の背骨、鮫の歯のような物体で徐々に蔽われて来たものである⁽²⁾」

然も現代に至り、これら非鉄金属が、この地球上で、陸地の産出量が急速に減少している時にそれ等の要求に替わり、これら深海底の団塊への期待が急速に高まつて来たもの。この書によると例えば太平洋の海床だけで優に一兆五千万トンはある⁽³⁾のである。概算で年間十億トンが可能であり、二十一世紀を迎え、軍事は、安保理を土台として米一國コントロールに、**経済は経社理**⁽⁴⁾を通じ、日・米・独三核多国籍企業支配への様相を呈している時、半導体、いわゆるセミコンダクターの基本を構成する非鉄金属の主たる埋蔵量が太平洋深海底にあるとして、国際法上の焦点がこれら団

塊の法的性格に合わされ始めたのも至極当然のことではある。

海床に位置するマンガンの団塊に含有される鉱物は経済的に、また戦略的に、日・米・独更にそれに続く英・仏工業国家にとってその重要性が頓に増大しているもの。例えばアメリカ連邦は総量四分の三の主要鉱物をこれら団塊の輸入量に大きく依存しているほど⁽⁵⁾。然もこれら鉱物の現在の陸上生産量の多くは低開発国 (underdeveloped countries) から搬入されている⁽⁶⁾。

一般に海底とか、底土なる用語は地理学上の用語であるが屢々大陸棚や大洋、海底大陸に関する国際条約に登場して来た⁽⁷⁾。

- (1) 最初の深海底探検は一八七三年から六年にかけ探検船 Challenger によって行なわれた。Horsfield B. & Stone P., The Great Ocean Business 247 (1972)
- (2) Collins, Mineral Exploitation of the Seabed: problems, progress, and Alternatives, 12 National resources L. 599, 605 (1979)。彼はこの書の中で、その団塊には銅やニッケル、コバルトの濃縮と同じく鉄やマンガンの酸化物の高度な濃縮物を含有しているとしている。それ等は通常直径一糎から二十糎までのもので、大陸棚の表面か、時には部分的に大洋深海底に埋まっているものもあるという。
- (3) *ibid.*, Collins, p. 604-5.
- (4) 実際には憲章五七条に示すように経済、社会、文化、教育、保健、更には近未来に環境も入るであろう。
- (5) *ibid.*, Mineral Exploitation p. 611. この資料によるとマンガンの九九%、ニッケル九一%、コバルト九八%、銅一八%と、それぞれの需要量のうちを賄っているという。
- (6) 米連邦のマンガンの主要な輸入国はブラジル、ガボン (Gabon)、ザイール (Zaire)、フランス、印度であり、コバルトはザイール、銅はチリー (Chile)、ペルー、カナダから。
- (7) 発生史論として大まかに辿ると一九五八年の四月二十九日 (UNTS, Vol. 516, p. 205) (ジュネーブにて) 採択になる領海及び接続水域 (Contiguous Zone) に関する条約、次いで同じく大陸棚に関する条約 (UNTS, Vol. 499, p. 311) 更にそれ等を統合しての一九八二年四月三十日第三次国際連合海洋法会議 (ジャマイカ・モンテゴ・ベイ) 署名国一五六に

より採択の「海洋に関する国際連合条約」となった。

尚、深海底に関する条項はその中で一三三条より一四九条にわたるが、本論文に關係のあるところとして一四九条迄を取り上げる。

第一節 総則

第一三三条(用語) この部の規定の適用上、

- (a) 「資源」とは、深海底の海底又はその下にある自然の状態のすべての固体状、液体状又は気体状の鉱物資源(多金属性の団塊を含む。)をいう。
- (b) 資源は、深海底から採取された場合には、「鉱物」と称する。

第一三四条(この部の規定の適用範囲) 1 この部の規定は、深海底について適用する。

- 2 深海底における活動は、この部の定めるところによる。
- 3 第一条1(1)に規定する境界を示す海図又は地理経緯度の表の寄託及び公表に関する要件は、第六部に定める。
- 4 この条の規定は、第六部に定めるところによる大陸棚の外側の限界の設定又は向かい合っているか若しくは隣接している海岸を有する国の間の境界画定に関する協定の効力に影響を及ぼすものではない。

第一三五条(上部水域及び上空の法的地位) この部の規定及びこの部の規定により認められ又は行使される権利は、深海底の上部水域又はその上空の法的地位に影響を及ぼすものではない。

第二節 深海底を規律する原則

第一三六条(人類の共同の遺産) 深海底及びその資源は、人類の共同の遺産である。

深海底とその鉱物資源の法的位置づけ……(一)

第一三七条(深海底及びその資源の法的地位) 1 国は、深

海底のいかなる部分又はその資源についても主権又は主権的権利を主張し又は行使してはならず、国又は自然人若しくは法人は、資源のいかなる部分も専有してはならない。主権若しくは主権的権利の主張若しくは行使又は専有は、認められない。

2 深海底の資源に関するすべての権利は、人類全体に付与されるものとし、機構は、人類全体のために行動する。当該資源は、譲渡の対象とはならない。もつとも、深海底から採取された鉱物は、この部の規定並びに機構の規則及び手続に従つてのみ譲渡することができる。

3 国又は自然人若しくは法人は、この部の規定に従う場合を除くほか、深海底から採取された鉱物について権利を主張し、取得し又は行使してはならず、このような権利のいかなる主張、取得又は行使も認められない。

第一三八条(深海底に関する国の行為) 深海底に関する国の行為は、平和及び安全の維持並びに国際協力及び相互理解の促進のため、この部の規定、国際連合憲章に定める原則及び国際法の他の規則に従う。

第一三九条(遵守を確保する責任及び損害に対する賠償責任)

1 締約国は、深海底における活動(締約国、締約国の国営企業、締約国の国籍を有する自然人若しくは法人又は締約国若しくはその国民により効果的に支配される自然人若し

くは法人のいづれにより行われるかを問わない。)がこの部の規定に従って行われることを確保する責任を負う。国際機関の行う深海底における活動に関し、当該国際機関について同一の責任が適用される。

2 国際法の規則及び附属書III第二十二条の規定の適用を妨げることなく、締約国又は国際機関によるこの部の規定に基づく責任の不履行に起因する損害については、賠償責任が生ずる。共同で行動する締約国又は国際機関は、連体して責任を負う。ただし、締約国は、第五百三十三条4及び附属書III第四条4の規定による効果的な遵守を確保するためのすべての必要かつ適当な措置をとった場合には、第五百三十三条2(b)に定めるところにより保証した者がこの部の規定を遵守しないことに起因する損害について賠償責任を負わない。

3 国際機関の構成国である締約国は、当該国際機関につきこの条の規定の実施を確保するための適当な措置をとる。

第一四〇条(人類の利益) 1 この部に特に定める深海底における活動は、沿岸国であるか内陸国であるかの地理的位置にかかわらず、また、開発途上国の利益及び必要並びに国際連合総会決議第千五百十四号(第十五回会期)及び他の関連総会決議に基づき国際連合により承認されている完全な独立又は他の次知的地位を達成していない人民の利益及び必要に特別の考慮を払って、人類全体の利益のために行う。

2 機構は、第六十条2(f)(i)の規定により、無差別の規程に基づき適当な制度を通じて、深海底における活動から生

ずる財政的及び他の経済的利益の衡平な配分を定める。

第一四一条(専ら平和的目的のための深海底の利用) 深海底は、無差別に、かつ、この部の他の規定の適用を妨げることなく、すべての国(沿岸国であるか内陸国であるかを問わない。)による専ら平和的目的のための利用に開放される。

第一四二条(沿岸国の権利及び正当な利益) 1 国の管轄の境界にまたがって賦存する深海底の資源鉱床に関する深海底における活動は、当該資源鉱床が当該管轄の境界にまたがって賦存している沿岸国の権利及び正当な利益に妥当な考慮を払って行う。

2 1の権利及び利益の侵害を回避するため、事前通報制度を含む関係国との協議を維持する。深海底における活動が国の管轄区域無いに賦存する資源を開発することとなる場合には、関係沿岸国の事前の同意を必要とする。

3 この部の規定及びこの部の規定により認められ又は行使されるいかなる権利も、深海底における活動から生じ又はこれに起因する汚染、汚染のおそれ又は他の危険な事態からの沿岸に対する又は関係利益に対する重大なかつ急迫した危険を防止し、緩和し又は除去するために必要とされる第十二部の関連規定に適合した措置をとる沿岸国の権利に影響を及ぼすものではない。

第一四三条(海洋の科学的調査) 1 深海底における海洋の科学的調査は、第十三部の規定に基づいて専ら平和的目的のため及び人類全体の利益のために行う。

2 機構は、深海底及びその資源に関する海洋の科学的調査

を行うことができるものとし、このため、契約を結ぶことができる。機構は、深海底における海洋の科学的調査の実施を促進し、奨励し、また、利用可能な場合には、当該調査及び分析の結果を調整し、普及させる。

3 締約国は、深海底における海洋の科学的調査を行うことができる。締約国は、次の方法により深海底における海洋の科学的調査における国際協力を促進する。

- (a) 国際計画に参加すること並びに異なる国及び機構の職員による海洋の科学的調査における協力を促進すること。
- (b) 機構又は適当な場合には他の国際機関を通じ、開発途上国及び技術面において開発が進んでいない国の利益のため、次の目的のために計画が進められることを確保すること。

- (i) 当該国の調査能力の強化
- (ii) 調査の技術及び適用における当該国及び機構の職員の訓練
- (iii) 深海底における調査についての当該国の資格を有する職員の雇用の促進
- (c) 調査及び分析の結果が利用可能である場合には、機構を通じ又は適当なときは他の国際的な経路を通じて当該結果を効果的に普及させること。

第一四四条（技術の移転） 1 機構は、次の目的のため、この条約に基づいて措置をとる。

- (a) 深海底における活動に関する技術及び科学的知識を取得すること。
- (b) すべての締約国が利益を得るようにするため、(a)の技

術及び科学的知識の開発途上国への移転を促進し及び奨励すること。

2 機構及び締約国は、1の目的のため、エンタープライズ及びすべての締約国が利益を得ることができるよう深海底における活動に関する技術及び科学的知識の移転の促進に協力する。機構及び締約国は、特に、次の計画及び措置を開始し及び促進する。

- (a) エンタープライズ及び開発途上国に対する深海底における活動に関する技術の移転のための計画（特に、エンタープライズ及び開発途上国が、公正かつ妥当な条件下で関連する技術に近づくことを容易にすることを含む）。

(b) エンタープライズの技術及び開発途上国の国内技術の進歩を目的とする措置。特に、エンタープライズ及び開発途上国の職員に対する海洋の科学及び技術に関する訓練並びに深海底における活動に対する当該職員の完全な参加のための機会を与えること。

第一四五条（海洋環境の保護）

深海底における活動により生ずることのある有害な影響からの海洋環境の効果的な保護を確保するため、深海底における活動に関し、この条約に基づいて必要な措置をとる。機構は、このため、特に、次の事項に関する適当な規則及び手続を採択する。

- (a) 海洋環境（沿岸を含む。）の汚染その他の危害の防止、軽減及び規則並びに海洋環境の生態的均衡に対する干渉の防止、軽減及び規制。特に、掘削、しゅんせつ、開削、廃棄物の処分及び深海底における活動に係る設備、パイ

プラインその他の装置の建設、操作、維持等の活動の有害な影響からの保護の必要に対して特別の注意が払われなければならない。

(b) 深海底の天然資源の保護及び保存並びに海洋環境における植物相及び動物相に対する損害の防止

第一四六条（人命の保護） 深海底における活動に関し、人命の効果的な保護を確保するために必要な措置をとる。機構は、このため、関連する条約に定める現行の国際法を補うために適当な規則及び手続を採択する。

第一四七条（深海底及び海洋環境における活動の調整） 1 深海底における活動は、海洋環境における他の活動に対し合理的な考慮を払って行う。

2 深海底における活動を行うために使用される設備は、次の条件に従う。

(a) 当該設備は、専らこの部の規定に基づき、機構の規則及び手続に従うことを条件として、建設され、設置され及び撤去される。当該設備の建設、設置及び撤去について適当に通報するものとし、その存在につき警告を与え、恒久的手段が維持されなければならない。

(b) 当該設備は、国際航行に不可欠な承認された航路帯の使用の妨げとなるような場所又は漁業活動の集中している区域に設けてはならない。

(c) 航行及び設備の安全を確保するため、当該設備の周囲に適当な標識を伴う安全区域を設ける。当該安全区域の形状及び位置は、船舶の特定の海域への合法的な立入り又は国際航路帯に沿った航行を妨げるようなものであつ

てはならない。

(d) 当該設備は、専ら平和的目的のために使用される。

(e) 当該設備は、島の地位を有しない。当該設備は、それ自体の領海を有せず、また、その存在は、領海、排他的経済水域又は大陸棚の境界画定に影響を及ぼすものではない。

3 海洋環境における他の活動は、深海底における活動に合理的な考慮を払って行う。

第一四八条（開発途上国の深海底における活動への参加） 開発途上国の深海底における活動への効果的な参加は、開発途上国の特別の利益及び必要並びに特に開発途上国のうちの内陸国及び地理的不利国が地理的に不利な位置にあること（深海底から離れていること及び深海底への接近が困難なことを含む）から生ずる障害を克服するための特別の必要に妥当な考慮を払い、この部に特に定めるところに従って促進される。

第一四九条（考古学的及び歴史的な物） 深海底において発見された考古学的及び歴史的な性質を有するすべての物は、起源を有する国、文化的に起源を有する国又は歴史的若しくは考古学的に起源を有する国の優先的権利に特別の考慮を払って、人類全体の利益のために保存又は使用に供する。

（訳文は横田国際条約集に拠った）

三 深海底採掘鉱業と米連邦の対応

深海底については国連海洋法条約 第十一部に規定されており、二節で述べたようにそれは一三三条より、一四九条を經更に一九一条にわたる。然し乍らこの条約には米連邦のみならず、海底マンガ団塊採掘鉱業については、多くの先進国より今尚多くの異論が出されている。一つは資源の本質問題に関するところのもの。即ち科学者や海洋学者は相年度の探査、研究、追跡をし、地図化、記録化をしたにも拘らず、今に至るも総埋蔵量については依然不確定であるし、とりわけそれ等を鉱業の対象物とするためのコストや商業上引き合うかの適・不適については曖昧のまま残されている⁽¹⁾。鉱業としての採算に合わずに充分なる品質を持つ団塊の多くが海面下三千から五千メートルにのみあるのも問題である⁽²⁾。その結果、現在行なわれている陸上採掘技術位ではこの海底採掘鉱業を経済的に軌道に乗せるには絶無に近いと言えよう。

また技術的問題は別としても、鉱業としての経済性可能如何について大洋は、申す迄もなく、より廣汎な法的制限を受けているのは今更贅言を要せぬところ。然もマンガ団塊の埋蔵の多くは沿岸国の経済領域二百マイル（漁業専管水域⁽³⁾）の外側に横たわっている。

米連邦は一九四五年トルーマン宣言で大陸棚に接続するすべての海底領域の法管轄権を基線より二百マイルまで拡大すると打ち出し、一九七六年漁業の保存及び管理なる名目で法制化する⁽⁴⁾。勿論それ等について米連邦は数多くの公法の法制化を通じ、既に二百マイル内のあらゆる生物及び非生物資源をめぐる法管轄やコントロールをして来たが、それは大陸棚の外側にある深海底の上下に横たわる重金屬資源は除外していた。ところが一九八二年レーガン大統領は、

「米連邦政府は海底や底土、更に公海々域に隣接する生物……其は非生物であれ、天然資源の探査や試掘、またその

確保及び管理、の目的で以って、その中での主権的権利を有することを宣言する……EEZは基線から測られる領海の外へ二百マイルにも拡張する。……EEZが他国の合法的政府による海洋法上の法的権利の主張と衝突した場合には、境界設定 (delimitation) に対する適当な手段が講じられる。この (EEZ) 場合、あらゆる国家は公海自由の原則を享受することになる。…… (然し) 米連邦はEEZの領域内では国内法や行政法の適用と一致して生物及び非生物の資源管理をし、そこには従来適用されていた国内法は適用されないことになる」との意見を述べている。

Ocean Science News, Sept 27 (1982) 215-217

一、EEZの資源は内務長官の法管轄とコントロールの下に置かれるものとする。と規定されるに至る。

これについてホワイトハウスは次のようにコメントした。

「この宣言 (proclamation) は国際的に米連邦の法的地位を明確化したものであり、既に適用されている国内法や規制を修正するものではない。然し乍ら大陸棚の枠を超えて海底や底土、及び二百マイルの外側にある非生物資源法管轄権の場合には、大統領は、それらについての「立法的措置が執られる迄に、行政目的に基づく行政命令を法律的争点の解決目的として提示することになる」⁽⁵⁾と説明した。

然しこれ等の宣言にも拘らず、US SteelやUnion Miniere (ベルギー)、Simon (イタリア) 社等による多国籍企業出資会社Sun Coが年間千四百万ドルの技術開発投資をしたのを始め、日・独等の超多国籍企業による投資が潜在的、顕在的に行なわれているが、今に至るもさ程の効果を表わしていない。とにかく現在まだこれらの資源が人智の及ばぬところに位置する資源である為、慣習国際法や成文国際法の範囲を超えているのが現状である。

深海底の鉱物資源の研究、開発、利用については既に相当度の投資が行なわれて来たものにも拘らず、彼等自身の探究に関しある一定の法的権利の請求をなし得るとの保証なしにその開発を進めることについては、各界とも非常に躊躇し

て始めているのが現状。財政的な援助者達は、国家も多国籍企業を含め、彼等が、彼等の投資に安定した国際法上の秩序によって保護されるといふ保証なしには、商業上の掘削を進めることをためらっているといふことにもなる。⁽⁶⁾

深海底鉱業は財政上、経済上、技術上、政治上、国際法上ゆきづまっており、どうやら国連海洋法条約の法制化のみが優先された嫌いがあるといふことにもなる。

- (1) Brewer, *Deep Seabed Mining*; 11 *Ocean Dev. & Int'l Law Journal* 25. 27 (1982)
- (2) *ibid.* p. 28
- (3) Molitor, *The U. S. Deep Seabed Mining Regulations* 19 *Sandiego Law Review* 599-06 (1982)
- (4) 16 *U. S. C.* 1801-82 (1980)
- (5) 勿論、将来、海洋法に関する国連条約が発効される迄となっているが、これはまだ行政協定として、細部に至る上院の承認を通過していないので、州法に迄は下りていない。
- (6) Molitor, *ibid.* p. 601.

四 財政投資タイプ

深海底鉱業はもともと一般に認められているように非常に高くつくという命題を背負っている。初期の試掘から使用・収益に至る鉱物の最終生産量迄の商業的に引き合う勘定に達する全コストを評価すると恐らく何十億ドルから何百億の範囲に達している。とにかく相当の資本の蓄積によってやっと一つの掘削が可能となる程多額の資本投資を必要とする。

これらの事業の展開に利用される財政援助のタイプとして二つの方法があると考えられる。そのひとつが財政プロジェクトと呼ばれるもので、その資金は銀行や巨大財閥団体の投資者から得られるもの。この方法を利用すると、ロ

ーン資金は直接プロジェクトに流れ込み、法人のバランスシートには表われないようになって⁽¹⁾いる。そこではローン返済金の根元はその会社の一般支払い予算によらずに、むしろ鉱山運営自身の将来の現金フローと云えるものになっている。財政プロジェクトは、一般に投資団体に対し利子の割り増しが、直接保証割り増しと比較して極度に低い時に、鉱山運営のリスクのいくつかの埋め合わせによく用いられる。その故にこの方法は一般にリスクが高い時によく使われる⁽²⁾。

もう一つの財政投資タイプが house 及び in-house corporate financing として広く知られるに至っているもの⁽³⁾。個々の鉱山業法人で商業上引き合う費用で深海底掘削運営事業を背負えるところは絶無に近いだろうし、その故にこそこれら鉱山会社は解放的(参加が)で且多メンバーか、国際資本連合(Consortia)であらねばならないだろう。また各参加会社の財源をプールすることにより国際資本連合は深海底鉱山掘削運営事業に伴ない発生する高度なリスクの拡大を援助することが出来るであろう。かくして各会社の組織内自身の投機資金(Venture Capital)を利用することにより、国際資本連合は長期ローンでの制度的借財からの債務に依存する危険を避けることが出来ることになる。その代りとして、これらの会社は、会社それ自身の財産により確保されるクレジット運用のラインに沿っての毎日の施設費用のカヴァーをすることが出来ることになる。この種の財務調達方法はとにかく長期にわたり探査とその商業利益運営に何らかの投機的なものが含まれていると考えられた時にのみ特に採用に踏み切られるものとされている。

この国際企業連合は、石油、銅、ニッケル、コバルト、鉄、航空機事業のようなものに、初動事業(私・公とも)として出現する。それは各参加会社が「異なった会社の運営の伝統、経済的強力度、政策メカニズム、商業目的⁽⁴⁾」を持っているのにも拘らずにである。

(1) 一九八一年十月二十二日、九七議会第一セッション十二会期での Merchant Marine and Fisheries に於ける下部委員会

に先き立つ公聴会で Kennecott Corporation のマルネ A、ダブスは海洋条約法の法典化に関する直接交渉に触れ、そのよ
うな趣旨のことを明らかにしている。

- (2) Tinsley, C. R. の分析による一九八二年七月二七日の Hearing (聴聞) p. 381-2.
- (3) 一九八一年十月二二日の聴聞会、Marne A. Dubs, Kennecott Corporation の陳述に出てくる述語。
- (4) Arnsbaugh & Van der Voort, The Ocean Mining Industry 25 Oceanus 22, 27 (1982)

五 モブツ事件

勿論、商業上の事業展開として巨大な投資を取り戻す能力は、事業の利益性も含め、他の企業に伴ない惹起するリスクと同じように、全く他者依存型のものである。これらのリスクを一般に、共通して経済的、技術的、競合的(competitive)リスクとして語彙化している。深海底鉱業には第二に政治的リスクも加わるであろう。

深海底鉱業稼働に於ける経済的リスクには、団塊それ自身の中に評価される鉱物の市場価格とその利用度をめぐる問題をも包含される。利益性を持たせるべきこの深海底鉱業の投機性にとって、特に重要なのが開放市場でその採掘物が鉱山業者として採算コストのレベルを上廻れるか、どうかと云うことに尽きる⁽¹⁾。然し乍ら米連邦や日・独二大多国籍企業国家も現代の重要な資源依存を第三国世界に置いており、供給混乱でカルテルのなすがままに任せており、着実に供給量が減じつつあるのが現実⁽²⁾。

米連邦の防衛的な意味からする主要な骨組みを構成する鉱物の輸入や工業生産物が次第に経済市場分析にもその皺寄せを表わせ始めているのである。それかあらぬかコバルトやマンガン鉱もすでに戦略的鉱物として指定されている。それ等の鉱物は米連邦の工業生産可能物の中でも最基本を構成しており、もし、それ等の非鉄金属が輸入出来得ずんば米

連邦の安全をも保障出来なくなり、現在でも非常に遠隔の、政治的に不安定な供給国にのみ依存しているのが現状。今でも米連邦はコバルトの供給の九十%を上廻る量を南亜から輸入していた。現実に米連邦のマンガン鉱の殆どの供給も南亜、ガボン、オーストラリアからの輸入に頼っている。然もこれらの低発国(除く豪州)は一九七八年のザイル(Zaire)のシャバ(Shaba)地方の反乱にみられるように極端に堅実な供給が不安定な国に属しているのである。とにかく二十一世紀を彩り始めようとしている、政治、宗教を司っていた国連の**安保理**に替り**経済社会理事会**で一六個(未発効、環境問題)の**専門機関条約**を土台として、今後の経済、社会、文化、教育、保健の各分野での三核(米・日・独)多国籍企業支配社会でこれら非鉄金属の重要性がいや増しているのであるが、これらには石油の分野で**北海油田**の発見もあつたが非鉄の分野では三核国には勿論、英・仏両国にも今に至る迄殆んど一塊も発見されていない。

思うに産業革命が軽工業革命として、イングランド ランカシャで始まり、綿花の供給国アメリカからスタートしたのであるが、アメリカ独立の横波をうけつつ、その対象を鉄・石炭・石油へと移して来ているのは紛れもない事実。然もその核を船舶・自動車・飛行機から一段落し、鉄鋼、石油化学、エレクトロニクスを経て原子力産業へのいつ気の飛び火かと思いきや、その前に**端末機器**(セミ コンダクター)が立ちふさがつた恰好。それらがマンガン、コバルト、ニッケルを先頭とする**非鉄金属**(nonferrous metal)を用い、完全天然資源依存型企業なのである。現在ザイルのシャバのコバルト供給量は世界総需要の二分の一を上廻っている。とにかく一九七七年から翌年に跨つた事件とは当時のザイルのモブツ(Mobutu, Joseph)大統領の拉致を解放させるためシャバ地方の一部を占拠しようとしてザイル国境地帯にアンゴラやザンビアのバルバ(Baluba)族、バルンダ(Balunda)族等から成るゲリラが進出したのに対し、これら両ゲリラ風の探検隊を、モロッコ、フランス両軍隊が撃退した事件である。その結果として、これらコバルト採鉱に従事していたベルギーの技術者が身元の不安を理由に総引き上げに移り、当然のこととしてコバルトの単価が

混乱、当時ソ連が世界市場で、コバルトの大量買い付けに走ったこともありこの狂乱価格に拍車をかけたとされる。⁽³⁾
勿論ドイツ、日本も例外ではなく、その先行きが心配された。ただこれを契機に、日・独はその獲得について独自の途を歩むようになる。

(1) Tinsley, C. R., *ibid.*, Hearing (1982)

(2) Ambaugh, Jeffrey K. *ibid.*, 1981 Hearing, p. 65 *ibid.*, p. 12-3.

(3) 当時の米大統領が UNCTAD 三条約の批准を渋ったのもこれによるとされている。 *ibid.*, p. 12.

六 コンソーシアと行政府の立ち場

深海底採掘鉱業の投機性と深い関係をもつところの技術的リスクは事業の異常な困難性によってある種の限定を受け、更にこれら企業に適用される既存の技術の欠陥によっても限定される。⁽¹⁾ その面での競合的リスクは多く知られていない。何故ならそこでは先ず該法人が最初、鉱山業を何時開始するかという徴候も示されないし、ましてや彼等の事業展開上当然起こるべき如何なる競合効果も相互に存在しないからである。要するにこの事業の展開舞台では該法人は深海底採掘鉱業に関する限りコンソーシア (*consortia*) を形成する分野との共同展開か、生存可能な鉱山業組織の構成についてロビイストとしての議会人に働きかける行為をも含むことになる。然し乍ら近未来においてこれらの共同開発企業はポロポロに消え失せようとしている。

米連邦大洋鉱山エネルギー庁主任技師、ロバート デイル (Robert Dill) 氏は、深海底採掘によるコバルト、ニッケル、マンガンの市場進出で、そのマーケット プライスも、現在のかかなりの低下レベルを少し加速させる位で、大した

深海底とその鉱物資源の法的位置づけ……(二)

刺激にはならぬと予測し且評論している。

ほんの少しの実質上の利益を齎すだけだのご託宣。例えばニッケルは一ポンドにつき、三・五ドル、銅は一ポンドにつき〇・九ドルを上廻ることはないと言うのである。

通常いわゆる陸上にある鉱山事業展開の財政的分析に特に目立って入らないリスクの一つのタイプとして、然もそれに深海底採鉱事業なるものが商業ベースでの成功度の特に重要であるものとして、政治的、法的リスクが存在する。現在これらのリスクをこれを全面的に深海底採掘鉱業として捉え、更に資本の如何なる費消費の点を考えてみても、それはあまりにも巨大すぎる。その為にもこれら投機に属する投資であらゆる場合を想定して政令による企業連合体投資やコンソーシア (consortia) それ自身を満足させるに足る充分な程のリスク軽減に向けてのより安定した法環境の整備、確立が望まれる所以である。大手に入る鉱山関係者はその殆んどが、それがフォームとしての中間的なものであられた永久的なものでも、商業的な稼働の可能性を行なうに必要とされる幾千億ドルを調達出来る環境の構築の為に、そこに国際立法が作らるべきことを指示している。これらのあるべき姿として鉱山業者と財政投資家の両者とも少なくとも彼等が彼等の事業を前進させるについて、そのスタート前に二つの保証のようなものを、まづ出来ればと願っている。その第一が深海底地域への参加の保証である。これが鉱山業者にとっての基本的権利となる。この権利の存在と将来変更しないとの確実な法的保障なしに、鉱山業者達は深海底採掘事業の展開を始めることは不可能だし、銀行や資金借し関係筋も資本投下には踏み切れないと主張し続けて来ている。第二が、鉱山業者や銀行は特定区 (海洋地質学者の指定した場所) での採掘権の排他的権利を主張している。聴問会 (米上院での) でも「銀行家もよく知られている特定区から原油を採掘する権利と似たようなものをこの深海底の安全保障へと持ってゆくには懐疑的」となっているのである。鉱山業会社はまた埋蔵量や海洋周辺のもつ独特の地質学的特性を決定するための適応技術を発達させようとして特定の地

域の拡がりや位置づけを確定する必要があり、そのように努力することにより彼等は団塊からの充分なる効果的抽出を確保する為の鉱山業機器を揃えることが出来るのである。⁽²⁾

(1) Amsbaugh & Van der Voort, *ibid.* p. 22. 「団塊は、サイズ、金属含有率、配分構成も一定ではない。潜在的な採掘場所はスムーズなところには存在せず、むしろゴツゴツしたところに丸石として、崖っぷちにあると言った類いである。また常時動く海水の下、少なくとも三マイルのところには存在、時として海水の表面は荒波で、その圧力も一平方インチ四トンを上廻る。それへの挑戦の極悪性(enormity)、リスクの次元は全く先例のないものである」と述べている。

(2) William V. Rapp, (Bank of America) の陳述に対し、Amsbaugh, Jeffrey K. は、Ocean Mining Associate の社長が反対意見を開陳し、「深海底採鉱事業は政治的リスクを受け易く、ビジネス リターンの極端に少ない時は、日・独のようにある程度米連邦が責任をとってくれないと成り立たない」と述べている。Hearing (1981), Oct. 22.

七 現代の法の不安定性

深海底鉱山業の分野での潜在的投資家達はこれらに1) 深海底鉱山業の参加の保証、2) 鉱山業会社と銀行は特定地域での鉱山業に排他的権利を持つ、の二つの要求を出しているのであるが現在深海底に適用されている衝突法理論の下で、以上の二つの保証をすることは殆んど不可能に近いとの考えを持ち、とにかく今に至るもその法的権利の請求を出せないでいる。米連邦ですら、深海底探索の結果として、米連邦は、いくつかの西欧国家の意見に追随し、巨大鉱山コーソシアが「相互乗り入れ国家協定 (reciprocating states agreements) の連結装置の諸計画を通じて承認された二国間条約による国内立法の法的制度を具体化せんとして格闘しているところと言えようかと思う。例えば古い例に属するものとして英・米・仏・独による一九八二年九月署名の ICRA (Interim Conflict Resolution Agreement)、更に同

年一月に締結された密約には「人類共通の遺産 (common heritage of mankind)」の一部でとし、この原則を具体化した海洋法条約における法的制度を案出する試みを展開中なのである。⁽¹⁾ 何れにしるこの国連海洋法条約 (一九八二年四月三十日、第三次国連海洋法会議採択) は一方では事実上世界の低開発国や社会主義国との一致した支持を得られなかったが、数多くの工業国からの複雑な期待に応え、マンガン団塊埋蔵鉱業から何らかの最大の効果を得ようとしているのであると言われる PIAA (Private Industry Arbitration Agreement) を進めている。

ところが米連邦はこれらのネットワークに最終的にも入ろうとはしなかった。そんなことで時間稼ぎをしているうちに一九八二年、その年もおし迫った十二月十日 ジャマイカーモンテゴ・ベイで国連海洋法条約に関する、いわゆる海のルールとその規制を樹立せんとする条約の準備委員会がスタートする。ところがここでも米連邦は当初他の先進数カ国と、この条約には署名せず、自らを袋小路に入れてしまう。これは米連邦がコンソシアと、ともに深海底採掘鉱業が今も尚商業ベースには容易に乗るものではないとの疑念をもっているからに外ならない。

(1) U. N. Doc. A/Conf. 62/122

八 公海自由の原則の再検討

国際法学会には大洋と深海底に関しいくつかの衝突する理論が存在するのは紛れもない事実なのであるが、それらの意見の一つ一つに彼等自身の利害に関する異なったグループの支持が集まっているのである。⁽¹⁾

レイリン (Laylin) は「沿岸国の法管轄権を超えて鉱物資源を回復させる為の自由を制限する国際法、条約法、慣習法は存在しない⁽²⁾」と断言している。海のごく初期の使用・収益性は公海自由の原則の下に合理的に説明され、最初それを

言い出したのは、ここに説明するまでもなく十七世紀前半のグロチウス（一五八三—一六四五）であった。⁽³⁾この理論は、最初は合法的な国家資源の法管轄権の外側に位置する海域での漁獲を法的に正当化する為によく引用されたものであるし、漁獲物の供給量は無尽蔵であるとの考え方に基礎を置いていた。そのうちに慣習国際法もこの考え方を航海の自由の原則に迄拡大し、それは大洋やその海底での、共通且非独占的なものとして合理的に説明されるようになる。⁽⁴⁾

国連海洋法条約は、公海自由の原則を成文化している。その基本原則は二条で示されているもの。

公海は、すべての国民に開放されているので、いかなる国も、公海のいずれかの部分をその主権の下におくことを有効に主張することは出来ない。公海の自由は、この条約の規定及び国際法の他の規則で定める条件に従って行使される。この公海の自由には、沿岸国についても、非沿岸国についても、特に次のものが含まれる。

- 1) 航海の自由 (Freedom of navigation)
- 2) 漁獲の自由 (Freedom of fishing)
- 3) 海底電線及び海底パイプラインを敷設する自由 (Freedom to lay submarine cables and pipelines)
- 4) 公海の上空を飛行する自由 (Freedom to fly over the high seas)

これらの自由及び国際法の一般原則により承認されたその他の自由は、すべての国により、公海の自由を行使する他の利益に合理的な考慮を払って、行使されなければならない。⁽⁵⁾となつている。

この条約の第二条で示すものは明らかに基本的なグロチウスの公海自由の原則の四個のごく古典的なものを集めたものである。この四個の原則は、大洋で同じ目的の為に他国が用いる可能性を邪魔だてするものは何も存在しないことを明示した。⁽⁶⁾

勿論この二条は明示的に深海底鉱業に言及したのではないが、然し数人のコメンテーター達は「国際法によって承認された他の自由」の一つだとして論争して来ている。⁽⁷⁾この理論を支持する立場は条約のコメンテートルの中で容易に発見し得る。何れにしろ二条に含まれる公海自由のリストは、制限的なものではない。その使命は単に四つの主たる自由を特定したものでなく、他の自由のあることを知らしめているに過ぎない。……この条約の使命は公海の底土の探検や開発の自由に対する特定の言及をしたものではない。それは……これらの探検が、これらの特別の規制を法的に正当化するに足る充分なる裁判上の重要性があるとは未だに考えられてない……ということと思惟される⁽⁸⁾としている。

如何に公海の自由に関する他の原則が第二条に含まれていても、この理論の主張する法的骨組みの中には深海底採掘鉱業の自由もそれらの中の一つとして含められていていいと思う。⁽⁹⁾

然し外のコメンテーターはこの考え方に同意しない。彼等はコメンテートルそのものが他の解釈を生んでゆくと言っているのである。例えば幾人かのコメンテーターは、条約直接交渉の歴史的議事録が、コメンテートルでの海底に関する言及が各代表間の妥協的な産物でしか過ぎなかったものだと主張する。⁽¹⁰⁾加えて第二条の自由闊達な用語の使用に拘らず、彼等は深海底採掘鉱業は一九五八年頃、技術的には保障約因(warrant consideration)として充分に進歩していたとは考えられないので「共通国際法の原則」として充分なる資格が与えられていないと考えられていたのである。最後に、例えもしこの二条のコメンテートルで、公海自由の原則の成文化の間に深海底鉱業も含まれているとしても、条約としてこれらの自由を見出す為の如何なる先例、判例、行政法上の条文化を明示せずして、慣習国際法の真の表現とはなり得ないだろうと言うことに尽きると思われる。

(1) Laylin, 10 San Diego Law Review 433 (1973)

- (2) Biggs 8 Ocean Dev. & Int'l Law Journal 223-6 (1980)
- (3) 『マレ自由海論 (Mare Liberum)』1643年より『マレ自由海論』(彼は)の中で東部印度(今のインド)と意味するところが違(う)との貿易を独占するポルトガルを攻撃する為、オランダによる痛烈な政治的批判の結果として出されたと言われる。Biggs, *ibid.* p. 227.
- (4) Krommiller, T., The Lawfulness of Deep Seabed Mining 458 (1980)
- (5) *Ibid.*, Mineral Exploitation, p. 633.
- (6) Van Dyke & Yuen, *ibid.*, p. 507-8. (訳は横田国際条約集を用いた)
- (7) Krommiller, T., *ibid.*, p. 8-11.
- (8) Report of the International Law Commission to the General Assembly, 11 U. N. GAOR p. 12.
- (9) Mineral Exploitation, p. 634.
- (10) Van Dyke & Yuenがその急先鋒である。

九 Res Nullius の原則とその法的性格の変容

一般に、共通して深海底採掘鉱業の賛成者によって支持されている、いわゆる交代理論とは無主物、何人にも属せざる物 (*res nullius*) の概念であり——ローマ法にいう投棄された、非占有の土地という学術用語で、そこは最初の先占者によって開発される為⁽¹⁾に開放された、排他的な法則権利の請求がなされている土地のことである。初期の著述家は、(*res nullius*) の概念を (*res communis*) (共有物、普通の物)、又はあらゆる人に開放された土地からとは区別している。然し後期になるにつれ、特定の法的権利の主張の対稱物には属さないコムミュニティーの財産として捉えられるようになった。ローマ法では普通三つの区別があるとされる。1) *res nullius*——誰もが所有していない財産を、一人の人の財産として所有する意志と保有行為を行ない所持すること。2) *res communis*——あらゆる人に属するところのもの

3) *res publicae*——国家に属するところのもの⁽²⁾としている。

もし *res nullius* の概念が海底に適用されるならば、そこでそれらの地域は、沿岸国の法管轄権の範囲である法律上の大陸棚を跳び越え、非先有地と類似したものとなり、その故に、所有者の法的権利の請求が出来易くなり、如何なる国家によつても所有出来ることになる。嘗って、国家はこれらの地域にコントロールや主権をもつことが可能であった。尚その上にその所有は全部である必要はなかった。一つの地域の占拠はその地域への法的権利の請求としては出来る限り小さいもので満足されたし、それらを取り仕切る政府の支配や権力の行使もそれ程大きいものではなかった。深海底へ *res nullius* のドクトリンを適用する機会もそんなに多くはなかった。それは既に最も海底鉱山業に適する地域で多くの探査が行なわれ、顕著な利益のあったことの証明でもあるし、こんご最もいい立ち場で彼等がその地域での法的権利の追求をすることになるであろうことを物語っていると⁽³⁾言える。これを反対側より観れば、海洋法の制度では、あまり商業上のベースに乗りそうもない地域を避けて通っていることにもなる。この場合特に重要なことは、これらの峻別が深海底特別区分域へ向けての排他的権利の主張であり、それらの利益追及のポーズは何も公海自由の原則の下では得られない利益だということになる。

深海底への *res nullius* ドクトリンの拡大を支持するケースがいくつか存在する。その一つが *Clippertons Island Case* (1931) であり外として *The Eastern Greenland Case* (1993) 及び *Island of Palmas Case* (1928) があげられよう。あるコムテムティターはこれ等の判決は、これら地域への実際上の協定や開発は、すでに、最早や事実上の先占を示す必要をなくしてしまつていふこと⁽⁴⁾であり、今では砂漠不毛の地帯に存在しているといふことになつていふ。一つのコラリーとしては、国家は海底それ自身に、いくつかの、あるいはいくらかの行動を示さなくても、この巨大な海底をめぐる、その効果的の法管轄権を引き受けることが出来ることになる。 *res nullius* の反対者は、この原則は一九五〇年

代は花盛りだったが、現在の国連にはそんな概念は全く受け入れて呉れないようになってきている (Biggs)。これらのトレンドはもう既に一九五八年の大陸棚条約で開始されていたのである。⁽⁵⁾ この条約は当時領海や公海の下に横たわる海底地域を取り扱う多国間条約であり、全く新しい法として歓迎されていたもの。即ち大陸棚の海底や底地の天然資源の探検や開発の権利は、ただ沿岸国の陸続きだという適当な法的権原に立脚したもので、ましてやそれ以後表われる大洋理論の上に成りたつものは何もなかった。加えて、大陸棚に対する如何なる以前の占有も、現在の占有国へ何の権原を与えるものではないとの概念は拒絶される。そのトレンドとして現在、今の国連の殆んどの決定は深海底に対し *res nullius* の理論を包含させるような方向をいっ切採っていないということにもなる。

何れにしても *res nullius* の概念は公海自由の原則という伝統的概念とは相容れなくなって来ている。いく人かの学者は、例えば公海自由の伝統的原則、即ち航海、漁獲、更にケーブル敷設等はそれらの中に入るとしている。然し乍らウォーターパハトは、国際法の原則の中で公海の自由の原則と同じ法的地位を分けあうような、海底地域でなされた裁判の判例は存在しないと説いている。⁽⁶⁾ これらから考えるとどうやら深海底採掘鉱山業の排他的稼働の自由を主張すればする程、伝統的国際法の理念が混乱してゆくことは不可避のようになって来ている。

また深海底鉱業についていく人かのシャープなCOMMENTATOR達⁽⁷⁾が、この場に国際法の原則を具体的に適用する禁止規定を持っていないので、つい見逃してしまうとの議論を展開している。この迫及を我々は *absence of presumed limitations* の欠如と呼んでいる。

とにかく、この論争は *res nullius* や公海概念より、より廣範なフィールドを取扱っており、それは主権国家が対立する、あらゆるルール⁽⁸⁾の欠如している場で、国際法上の同意を要求出来る全く新しい政府活動をとるべきことを暗示していることにもなる。

この意味で「人類共通の財産ドクトリン」も一九六六年リンンドン・B・ジョンソン大統領が始めて発表⁽⁹⁾したものであり、翌一九六七年国連マルタ大使 Arvid Pardo 氏がその骨付けを行ない、概念として定着して来ているものであるとしても、今ここでその再検討の時期にさしかかったと言えるであらう。

- (1) Murphy & Breaux, Forward in Krommiller, *ibid.*
- (2) Biggs, *ibid.*, p. 227-8.
- (3) Biggs, *ibid.*, p. 235.
- (4) Waldock, The Legal Basis of Claims to the Continental Shelf, *Grotius Society* 115, 141 (1950)
- (5) Van Dyke & Yuen, *ibid.*, p. 516.
- (6) Lauterpacht, Sovereignty over Submarine Areas, 27 *British Year Book of International Law* 376, 414 (1950)
- (7) Arrow, *Id.* at 11.
- (8) Van Dyke & Yuen, *Ibid* 519
- (9) ジョンソンのスピーチは、一九六六年七月十三日オセアノグラファール号が就役した時述べられたもの。

我々は無条件で海洋国家間に植民地の競争での新しいフォームを創造せんとして豊富な収獲物や鉱物資源の探査を行なって来た。然し今後我々は公海の下に横たわる土地を横領したり占有することには慎重であらねばならない。何故なら深海底と大洋の底土は全人類の遺産だからである。